24 日 獣 発 第 189 号
平 成 24 年 10 月 2 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日本獣医師会
会　長　　山　根　義　久
（公印及び契印の押印は省略）

獣医師法施行規則の一部改正（届出書様式の変更）について

このことについて、平成 24 年 9 月 24 日付け 24 消安第 2655 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いします。

このたびの通知は、獣医師法第 22 条の規定に基づく獣医師の届出について、獣医師法施行規則第 13 条第 2 項の規定に基づく省令第 6 号様式が別記のとおり改正されたので、本会会員に周知を依頼されたものです。

なお、獣医師は本年度、獣医師法第 22 条に基づく 2 年ごとの届出を行う必要がある旨、あわせて周知の依頼をされております。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当 笹川
TEL　03－3475－1601

写

２４消安第２６５５号
平成２４年９月２４日

（公社）日本獣医師会　会長　殿

農林水産省消費・安全局長

獣医師法施行規則の一部改正について

獣医師法（昭和２４年法律第１８６号。以下「法」という。）第２２条の規定に基づく獣医師の届出について、獣医師法施行規則（昭和２４年農林省令第９３号。以下「省令」という。）第１３条第２項の規定に基づく省令第６号様式が別記のとおり改正されましたのでお知らせします。

獣医師は本年度、法第２２条に基づく２年ごとの届出を行う必要がありますので、貴会に所属する獣医師への周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本獣医師会
受付
24. 9. 25
第 409 号

新様式

第6号様式

獣医師法第22条の届出書

（平成　　年12月31日現在）

(1)登録番号	第　　号	(2)本籍地の属する都道府県名	都道府県
(3)登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正　年　月　日	(4)生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正　年　月　日 4 明治
ふりがな (5)氏　名		(6)性別	男・女
(7)現住所	〒 □□□-□□□□　電話（　－　－　） 都道府県　市郡　区　町村		

(8)主たる職業　((9)から(11)の各項目について最も該当するもの一つを○で囲むこと。)

(9)業務の種類	(10)業務の内容	(11)勤務先
Ⅰ 産業動物診療 ⅰ牛　ⅱ馬　ⅲ豚 ⅳ鶏　ⅴその他 Ⅱ 小動物診療 ⅰ犬　ⅱ猫　ⅲ小鳥 Ⅲ Ⅰ及びⅡ以外の診療 Ⅳ 診療以外の業務であって獣医学上の知識を必要とするもの Ⅴ 獣医学上の知識を必要としない業務 Ⅵ 無職 （Ⅰ又はⅡを○で囲んだ者は、ⅰからⅴ又はⅰからⅲまでの主たる対象を一つ選択し、○で囲むこと。）	1 自ら開設する診療施設において診療の業務に従事（開設者又は法人代表者） 2 他の者が開設する診療施設において診療の業務に従事 3 自ら往診のみによって診療の業務に従事 4 他の者に雇用され往診のみによって診療の業務に従事 5 行政事務に従事 ア 農林畜産　イ 公衆衛生 ウ 環境　エ その他 6 試験研究に従事（大学勤務を除く。） 7 獣医系大学で教育に従事（教官又は教員） 8 獣医系大学の勤務者（大学院生を含む。）で7以外に従事 9 獣医系大学以外で教育に従事（教官又は教員） 10 その他の業務に従事 ア 製薬　イ 飼料　ウ その他 （5又は11を○で囲んだ者は、5のアからエまで又は11のアからウまでの該当する分野を一つ選択し、○で囲むこと。）	01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組合連合会又は特定組合 04 国 05 都道府県 06 市町村 07 独立行政法人 08 国立大学法人 09 私立学校 010 競馬関係団体 011 民間企業 012 公益法人、一般社団法人等 013 その他 （04から06までのいずれかを○で囲んだ者は、①から⑥までの番号を一つ選択し、○で囲むこと。） ①本庁等 ②検査指導機関 ③家畜保健衛生所等 ④保健所等 ⑤食肉衛生検査所等 ⑥その他
ふりがな (12)勤務先の名称		
(13)勤務先の所在地	〒 □□□-□□□□　電話（　－　－　） 都道府県　市郡　区　町村	
(14)従たる職業の概要		
(15)備考		

（日本工業規格A4）

注意

1 登録年月日には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記入すること。

2 主たる職業の業務の種類は、次のとおりとする。

一 産業動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏又はうずらであるものをいう。

二 小動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が犬、猫又は獣医師法施行令(平成四年政令第二百七十三号)第二条各号に掲げる飼育動物(以下「小鳥」という。)であるものをいう。

三 Ⅰ及びⅡ以外の診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、犬、猫及び小鳥以外の動物であるものをいう。

3 勤務先において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定組合 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第五十三条の二第四項に規定する特定組合をいう。

二 公益法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二条第三号に規定する公益法人をいう。

三 一般社団法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二条第一項に規定する一般社団法人等をいう。

4 従たる職業の概要には、(9)欄及び(10)欄に掲げる番号を併せ記入すること。

また、(9)欄のⅠ又はⅡを業務の種類として選択した場合には、Ⅰのⅰからⅴまで又はⅡのⅰからⅲまでの主たる対象を一つ記入し、(10)欄の5又は10を業務の内容として選択した場合には、5のアからエまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ記入すること。

5 届出書が経由される都道府県が前回と異なる場合は、前回の都道府県名を備考欄に記入すること。

別記1

獣医師法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成二十四年農林水産省令第五十号）	旧

第6号様式

獣医師法第22条の届出書

（平成　年12月31日現在）

(1)登録番号	第　　号	(2)本籍地の属する都道府県名	都道府県
(3)登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正　年　月　日	(4)生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正　年　月　日 4 明治
ふりがな (6)氏　名		(6)性別	男・女
(7)現住所	〒□□□-□□□□　電話（　　ニ　　ニ　　） 都道府県　市郡　区　町村		

(8)主たる職業（(9)から(11)の各項目について最も該当するもの一つを○で囲むこと。）

(9)業務の種類	(10)業務の内容	(11)勤務先
I 産業動物診療 i 牛　ii 馬　iii 豚 iv 鶏　v その他 II 小動物診療 i 犬　ii 猫　iii 小鳥 III I及びII以外の診療 IV 診療以外の業務であって獣医学上の知識を必要とするもの V 獣医学上の知識を必要としない業務 VI 無職 （1又はIIを○で囲んだ者は、1から7又は1から10までのまたが数を一つ選択し、○で囲むこと。）	1 自ら開設する診療施設において診療の業務に従事（開設者又は法人代表者） 2 他の者が開設する診療施設において診療の業務に従事 3 自ら往診のみによって診療の業務に従事 4 他の者に雇用され往診のみによって診療の業務に従事 5 行政事務に従事 ア 農林畜産　イ 公衆衛生 ウ 環境　エ その他 6 試験研究に従事（大学勤務を除く。） 7 獣医系大学で教育に従事（教育又は教員） 8 獣医系大学の勤務者（大学院生を含む。）で7以外に従事 9 獣医系大学以外で教育に従事（教育又は教員） 10 その他の業務に従事 ア 製薬　イ 飼料　ウ その他 （6又は11を○で囲んだ者は、そのアからエまで又は11のアからウまでの該当する分野を一つ選択し、○で囲むこと。）	01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組合連合会又は特定組合 04 国 05 都道府県 06 市町村 07 独立行政法人 08 国立大学法人 09 私立学校 010 獣医関係団体 011 民間企業 012 公益法人、一般社団法人等 013 その他 （10から13までのいずれか1つで囲んだ者は、(1)から(8)までの番号を一つ選択し、○で囲むこと。） (1)本庁等 (2)検査指導機関 (3)家畜保健衛生所等 (4)保健所等 (5)食肉衛生検査所等 (6)その他
ふりがな (12)勤務先の名称		
(13)勤務先の所在地	〒□□□-□□□□　電話（　　ニ　　ニ　　） 都道府県　市郡　区　町村	
(14)従たる職業の概要		
(15)備考		

（日本工業規格A4）

注意

1 登録年月日には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を

第6号様式　〔第13条〕

獣医師法第22条の届出書

（平成　年12月31日現在）

登録番号		本籍地の属する都道府県名	
登録年月日			
ふりがな 氏　名		性　別	
		生年月日	
		年　齢	歳
現住所			
免許取得の資格	種　別	卒業学校名	
主たる職業	業務の種類		
	業務の内容		
	勤務先の名称		
	勤務先の所在地		
従たる職業の概要			
備　考			

（日本工業規格A6）

注意

一 登録番号及び登録年月日は、法附則第十三項の仮免状を有

記入すること。

2 主たる職業の業務の種類は、次のとおりとする。

一 産業動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏又はうずらであるものをいう。

二 小動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が犬、猫又は獣医師法施行令（平成四年政令第二百七十三号）第二条各号に掲げる飼育動物（以下「小鳥」という。）であるものをいう。

三 Ⅰ及びⅡ以外の診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、犬、猫及び小鳥以外の動物であるものをいう。

3 勤務先について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定組合　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第五十三条の二第四項に規定する特定組合をいう。

二 公益法人　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第三号に規定する公益法人をいう。

三 一般社団法人等　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二条第一号に規定する一般社団法人等をいう。

4 従たる職業の概要には、(9)欄及び(10)欄から該当する番号を併せ記入すること。また、(9)欄のⅠ又はⅡを業務の種類として選択した場合には、Ⅰのiからvまで又はⅡのiからiiiまでの主たる対象を一つ記入し、(10)欄の5又は10を業務の内容として選択した場合には、5のアからエまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ記入すること。

5 届出書が経由される都道府県が前回と異なる場合は、前回の都道府県名を備考欄に記入すること。

二 免許取得の資格の種類は、次の区分により番号を記入すること。

1 獣医師国家試験（法第十条の試験）に合格した者

2 学校で獣医学を修めたことにより無試験で免許を受けた者（4に掲げる者を除く。）

3 獣医師試験（旧法第一条第二項第二号の試験）に合格した者

4 外国で獣医師の免許を得た等の事由により旧法第一条第二項第三号若しくは旧獣医免許規則（明治二十三年法律第七十六号）第二条第四号に該当することにより、又は旧獣医免許規則（明治十八年太政官布告第二十八号）第四条の規定により免許を受けた者

5 獣医免許試験（旧獣医免許規則（明治二十三年法律第七十六号）第二条第一号の試験）に合格した者

6 獣医開業試験（旧獣医免許規則（明治十八年太政官布告第二十八号）第一条の試験）に合格した者

三 免許取得の資格の卒業学校名は、次により記入すること。

1 法第三条の規定により獣医師の免許を受けた者（法附則第十七項の規定により獣医師国家試験を受けた者を除く。）にあつては、法第十二条第一号又は第二号の卒業学校名

2 法附則第六項、第七項若しくは第十八項の規定により免許を受けた者、法附則第九項に規定する獣医師又は法附則第十七項の規定より獣医師国家試験を受けて法第三条の規定により免許を受けた者にあつては、旧法第一条第二項第一号又は第三号の卒業学校名

3 旧獣医免許規則（明治二十三年法律第七十六号）第三条の規定により免許を受けた者にあつては、同規則第二条第二号又は第三号の卒業学校名

4 旧獣医免許規則（明治十八年太政官布告第二十八号）第二条の規定により免許を受けた者にあつては、同規則第三条の卒業学校名

四 主たる職業の業務の種類は、次の区分により番号を記入すること。

1 動物の診療であつて、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏又はうずらであるもの

2 動物の診療であつて、最近における主たる対象が犬、猫又は獣医師法施行令（平成四年政令第二百七十三号）第二条各号に掲げる飼育動物（以下「小鳥」という。）であるもの

3 動物の診療であつて、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずら及び小鳥以外の動物であるもの

4 動物の診療以外の業務であつて、獣医学上の知識を必要とするもの

5 獣医学上の知識を必要としないもの

五 業務の内容は、次の区分により番号を記入すること。

1 自ら開設する診療施設において診療の業務を行うもの

2 他の者が開設する診療施設において診療の業務を行うもの

3 自ら往診のみによつて診療の業務を行うもの

4 他の者に雇用され往診のみによつて診療の業務を行うもの

5 1から4までに掲げるもの以外のもの

六 従たる職業の概要には、四の区分による番号を併せ記入すること。

七 届出書の経由する都道府県知事が前回と異なる場合は、前回経由した都道府県知事を備考欄に記入すること。

八 該当事項のない欄には、斜線を引くこと。

別記2

○農林水産省令第五十号

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第二十二条の規定に基づき、獣医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

獣医師法施行規則の一部を改正する省令

獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第六号様式を次のように改める。

第6号様式

獣医師法第22条の届出書

（平成　年12月31日現在）

（1）登録番号	第　　号	（2）本籍地の属す	都道

		る都道府県名	府県
（3）登録年月日	1　平成 2　昭和　年　月　日 3　大正	（4）生年月日	1　平成 2　昭和　年　月　日 3　大正 4　明治
ふりがな （5）氏名		（6）性別	男・女
（7）現住所	〒□□□－□□□□　　電話（　－　－　） 都道　市　区　町 府県　郡　村		

（8）主たる職業（（9）から（11）までの各項目について最も該当するもの一つを○で囲むこと。）

（9）業務の種類	（10） 業務の内容	（11） 勤務先
Ⅰ 産業動物診療 ⅰ 牛 ⅱ 馬 ⅲ 豚 ⅳ 鶏 ⅴ その他 Ⅱ 小動物診療 ⅰ 犬 ⅱ 猫 ⅲ 小鳥 Ⅲ Ⅰ及びⅡ以外の診療	1 自ら開設する診療施設において診療の業務に従事（開設者又は法人代表者） 2 他の者が開設する診療施設において診療の業務に従事 3 自ら往診のみによって診療の業務に従事 4 他の者に雇用され往診のみによって診療の業務に従事	01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組合連合会又は特定組合 04 国 05 都道府県 06 市町村 07 独立行政法人

Ⅳ　診療以外の業務であって獣医学上の知識を必要とするもの

Ⅴ　獣医学上の知識を必要としない業務

Ⅵ　無職

（Ⅰ又はⅡを○で囲んだ者は、Ⅰのｉからｖまで又はⅡのｉからⅲまでの主たる対象を一つ選択し、○で囲むこと。）

5　行政事務に従事

ア　農林畜産　イ　公衆衛生　ウ　環境　エ　その他

6　試験研究に従事（大学勤務を除く。）

7　獣医系大学で教育に従事（教官又は教員）

8　獣医系大学の勤務者（大学院生を含む。）で７以外に従事

9　獣医系大学以外で教育に従事（教官又は教員）

10　その他の業務に従事

ア　製薬　イ　飼料　ウ　その他

（５又は10を○で囲んだ者は、５のアから

08　国立大学法人

09　私立学校

010　競馬関係団体

011　民間企業

012　公益法人、一般社団法人等

013　その他

（04から06までのいずれかを○で囲んだ者は、①から⑥までの番号を一つ選択し、○で囲むこと。）

①　本庁等

	エまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ選択し、○で囲むこと。）	② 検査指導機関 ③ 家畜保健衛生所等 ④ 保健所等 ⑤ 食肉衛生検査所等 ⑥ その他
ふりがな (12) 勤務先の名称		
(13) 勤務先の所在地	〒□□□－□□□□　　電話（　　－　　－　　） 都道　　市　　区　　町 府県　　郡　　村	

(14) 従たる職業の概要	
(15) 備考	

（日本工業規格Ａ４）

注意

1　登録年月日には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記入すること。

2　主たる職業の業務の種類は、次のとおりとする。

一　産業動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏又はうずらであるものをいう。

二　小動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が犬、猫又は獣医師法施行令（平成四年政令第二百七十三号）第二条各号に掲げる飼育動物（以下「小鳥」という。）であるものをいう。

三　Ⅰ及びⅡ以外の診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、

豚、鶏、うずら、犬、猫及び小鳥以外の動物であるものをいう。

3　勤務先について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　特定組合　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第五十三条の二第四項に規定する特定組合をいう。

二　公益法人　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第三号に規定する公益法人をいう。

三　一般社団法人等　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二条第一号に規定する一般社団法人等をいう。

4　従たる職業の概要には、(9)欄及び(10)欄から該当する番号を併せ記入すること。また、(9)欄のⅠ又はⅡを業務の種類として選択した場合には、Ⅰのiからvまで又はⅡのiからⅲまでの主たる対象を一つ記入し、(10)欄の5又は10を業務の内容として選択した場合には、5のアからエまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ記入すること。

5　届出書が経由される都道府県が前回と異なる場合は、前回の都道府県名を備考欄に記入すること。

附　則

この省令は、平成二十四年九月二十四日から施行する。

獣医師の皆様へ

獣医師法第22条の届出を忘れずに!

獣医師法第22条の届出は、獣医師の分布、就業状況、移動状況等を的確に把握するため、2年ごとに行われており、獣医師にはその届出が義務付けられています。

◎　平成24年度は、獣医師法第22条の届出を行わなければなりません。

◎　平成24年12月31日現在の状況を、**平成25年1月1日から1月31日までに、お住まいの都道府県に届け出**てください。

◎　**今年度から、届出様式が変更**になりました。新しい届出様式や記載方法は農林水産省HP（下記URL）に掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html

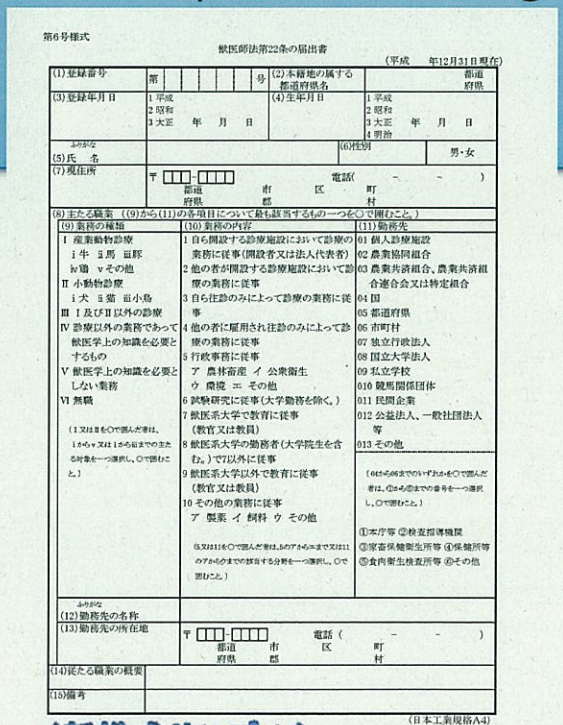

第6号様式

獣医師法第22条の届出書

（平成　年12月31日現在）

(1)登録番号	第　　号	(2)本籍地の属する都道府県名	都道府県
(3)登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正　年　月　日	(4)生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正　年　月　日 4 明治
ふりがな (5)氏　名		(6)性別	男・女
(7)現住所	〒□□□-□□□□　電話（　－　－　） 都道府県　市郡　区　町村		

(8)主たる職業　((9)から(11)の各項目について最も該当するもの一つを○で囲むこと。)

(9)業務の種類	(10)業務の内容	(11)勤務先
I 産業動物診療 i 牛　ii 馬　iii 豚 iv 鶏　v その他 II 小動物診療 i 犬　ii 猫　iii 小鳥 III I及びII以外の診療 IV 診療以外の業務であって獣医学上の知識を必要とするもの V 獣医学上の知識を必要としない業務 VI 無職 （I又はIIを○で囲んだ者は、iからv又はiからiiiまでの主たる対象を一つ選択し、○で囲むこと。）	1 自ら開設する診療施設において診療の業務に従事(開設者又は法人代表者) 2 他の者が開設する診療施設において診療の業務に従事 3 自ら往診のみによって診療の業務に従事 4 他の者に雇用され往診のみによって診療の業務に従事 5 行政事務に従事 ア 農林畜産　イ 公衆衛生 ウ 環境　エ その他 6 試験研究に従事(大学勤務を除く。) 7 獣医系大学で教育に従事(教官又は教員) 8 獣医系大学の勤務者(大学院生を含む。)で7以外に従事 9 獣医系大学以外で教育に従事(教官又は教員) 10 その他の業務に従事 ア 製薬　イ 飼料　ウ その他 （5又は11を○で囲んだ者は、5のアからエまで又は11のアからウまでの該当する分野を一つ選択し、○で囲むこと。）	01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組合連合会又は特定組合 04 国 05 都道府県 06 市町村 07 独立行政法人 08 国立大学法人 09 私立学校 010 競馬関係団体 011 民間企業 012 公益法人、一般社団法人等 013 その他 （04から06までのいずれかを○で囲んだ者は、①から⑤までの番号を一つ選択し、○で囲むこと。） ①本庁等 ②検査指導機関 ③家畜保健衛生所等 ④保健所等 ⑤食肉衛生検査所等 ⑥その他
ふりがな (12)勤務先の名称		
(13)勤務先の所在地	〒□□□-□□□□　電話（　－　－　） 都道府県　市郡　区　町村	
(14)従たる職業の概要		
(15)備考		

（日本工業規格A4）

（新様式サンプル）

☆ 結婚等により、氏名や本籍地都道府県が変更された場合には、変更があった日から30日以内に、登録事項の**変更申請を別途**行ってください。変更申請の詳細は農林水産省HP（下記URL）に掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医事班

獣医師の皆様へ

獣医師法第22条の届出を忘れずに!

獣医師法第22条の届出は、獣医師の分布、就業状況、移動状況等を的確に把握するため、2年ごとに行われており、獣医師にはその届出が義務付けられています。

◎　平成24年度は、獣医師法第22条の届出を行わなければなりません。

◎　平成24年12月31日現在の状況を、平成25年1月1日から1月31日までに、お住まいの都道府県に届け出てください。

◎　今年度から、届出様式が変更になりました。新しい届出様式や記載方法は農林水産省HP（下記URL）に掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html

☆　結婚等により、氏名や本籍地都道府県が変更された場合には、変更があった日から30日以内に、登録事項の変更申請を別途行ってください。
なお、変更申請の詳細は、農林水産省HP（下記URL）に掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医事班

第6号様式

獣医師法第22条の届出書

（平成　　年12月31日現在）

(1)登録番号	第　　号	(2)本籍地の属する都道府県名	都道府県
(3)登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正　年　月　日	(4)生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正　年　月　日 4 明治
ふりがな (5)氏　名		(6)性別	男・女
(7)現住所	〒 □□□-□□□□　電話(　　－　　－　　) 都道府県　市郡　区　町村		

(8)主たる職業　((9)から(11)の各項目について最も該当するもの一つを○で囲むこと。)

(9)業務の種類	(10)業務の内容	(11)勤務先
Ⅰ 産業動物診療 ⅰ牛　ⅱ馬　ⅲ豚 ⅳ鶏　ⅴその他 Ⅱ 小動物診療 ⅰ犬　ⅱ猫　ⅲ小鳥 Ⅲ Ⅰ及びⅡ以外の診療 Ⅳ 診療以外の業務であって獣医学上の知識を必要とするもの Ⅴ 獣医学上の知識を必要としない業務 Ⅵ 無職 （Ⅰ又はⅡを○で囲んだ者は、ⅰからⅴ又はⅰからⅲまでの主たる対象を一つ選択し、○で囲むこと。）	1 自ら開設する診療施設において診療の業務に従事（開設者又は法人代表者） 2 他の者が開設する診療施設において診療の業務に従事 3 自ら往診のみによって診療の業務に従事 4 他の者に雇用され往診のみによって診療の業務に従事 5 行政事務に従事 ア 農林畜産　イ 公衆衛生 ウ 環境　エ その他 6 試験研究に従事（大学勤務を除く。） 7 獣医系大学で教育に従事（教官又は教員） 8 獣医系大学の勤務者（大学院生を含む。）で7以外に従事 9 獣医系大学以外で教育に従事（教官又は教員） 10 その他の業務に従事 ア 製薬　イ 飼料　ウ その他 （5又は11を○で囲んだ者は、5のアからエまで又は11のアからウまでの該当する分野を一つ選択し、○で囲むこと。）	01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組合連合会又は特定組合 04 国 05 都道府県 06 市町村 07 独立行政法人 08 国立大学法人 09 私立学校 010 競馬関係団体 011 民間企業 012 公益法人、一般社団法人等 013 その他 （04から06までのいずれかを○で囲んだ者は、①から⑥までの番号を一つ選択し、○で囲むこと。） ①本庁等 ②検査指導機関 ③家畜保健衛生所等 ④保健所等 ⑤食肉衛生検査所等 ⑥その他
ふりがな (12)勤務先の名称		
(13)勤務先の所在地	〒 □□□-□□□□　電話（　　－　　－　　） 都道府県　市郡　区　町村	
(14)従たる職業の概要		
(15)備考		

（日本工業規格A4）

（参考）

獣医師法第22条に基づく届出の作成参考資料

以下、獣医師法(昭和24年法律第186号)第22条の届出を作成される際の参考としてください。

1　一般的事項

（1）　届出は獣医師法施行規則（昭和24年農林省令第93号）第13条に規定する届出書（第6号様式）により作成して下さい。

（2）　届出の該当者は、我が国の獣医師免許を有し、かつ我が国に住所のある方です。なお、12月31日に海外出張等で住所地にいない方も届出をしなければなりません。

（3）　届出書の作成に当たっては、届出用紙の注意事項を読み、各記載事項欄に記入もれのないようにしてください。なお、該当事項のない欄には斜線を引いて下さい。

（4）　文字は、黒又は青インクを用いて、楷書で明確に記入して下さい。

（5）　誤記の訂正は、2本の横線を引いて消し、余白を用いて正しく記入して下さい。

2　個別事項

（1）　届出年月日欄には、忘れずに届出年月日（平成24年12月31日現在）を記入して下さい。

（2）　本籍地の属する都道府県名欄及び氏名欄には、戸籍上の都道府県名（日本国籍を有しない方はその国籍）及び氏名を記載して下さい。なお、獣医師免許に記載されている本籍地や氏名が、婚姻等により戸籍上の本籍と異なっている場合、この届出書とは別に、施行規則第3条に規定する獣医師名簿登録事項変更申請(第2号様式)が必要です（詳細は農林水産省のウェブサイト（http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html）を参照して下さい)。申請中の方は、備考欄にその旨を記入して下さい。

（3）　登録年月日欄には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記載して下さい。獣医師免許証の再交付又は登録事項の変更による書換交付を受けた方は、獣医師免許証裏面に登録年月日が記載されています。先述の再交付又は書換交付を受けていない方は獣医師免許証表面の登録年月日を記載して下さい。

（4）　現住所欄及び勤務先の所在地欄には、番号（番地）まで記入して下さい。また、12月31日現在、海外出張等で住所地にいない方は、現住所欄には、我が国における住所地を記載して下さい。

（5）　主たる職業欄は最も該当するものを1つずつ○で囲んで下さい。該当するものが2つ以上ある場合は、従たる職業の概要欄に記載して下さい。

（6）　業務の内容欄のうち1から4の診療の業務のいずれかを○で囲んだ方で、その勤務先が株式会社や有限会社等であって、専ら動物診療で収益を上げている場合、勤務先欄の01の個人診療施設を○で囲んで下さい。なお、製薬会社や飼料会社の診療施設勤務者は勤務先欄の011を○で囲んで下さい。

（7）　備考欄には主たる職業欄及び従たる職業の概要欄に関して参考となる事項を記載して下さい。例えば、主たる職業欄の「その他」を○で囲んだ方は、その職業内容として、「自営業で酪農業を経営」などと記載して下さい。

獣医師法第22条に基づく届出に関するQ&A

Q1　届出を行わなかった場合、どうなりますか。

A1　本届出は、獣医師の義務ですので、不履行の場合は、法第8条第2項第3号により業務の停止が命ぜられたり、免許が取り消されることがあります。また、1月末日の期限までに届出されなかった場合は、本条の届出とは認められませんので注意して下さい。

Q2　どこに提出したら良いですか。

A2　お住まいの都道府県知事を経由して農林水産大臣に届け出ることとなっております。詳しくは、都道府県の畜産主務課または最寄りの家畜保健衛生所へお問い合わせ下さい。

注意）勤務地や、出生地、出身大学の所在する都道府県ではありません。

（参考：全国家畜保健衛生所一覧）

http://www.naro.affrc.go.jp/niah/contents/link/kaho/index.html

Q3　届出書の（9）業務の種類のⅠ産業動物診療のｖその他の対象動物とは何ですか。

A3　めん羊、山羊またはうずらです。

Q4　届出書の（9）業務の種類のⅡ小動物診療のⅲ小鳥の対象鳥とは何ですか。

A4　オウム科全種（インコ、オオバタン、ヨウム等）、カエデチョウ科全種（ブンチョウ、ジュウシマツ等）、アトリ科全種（カナリア、マヒワ等）です。

Q5　届出書の（9）業務の種類のⅢの「Ⅰ及びⅡ以外の診療の対象動物」は何ですか。

A5　Ⅰ及びⅡ以外の哺乳類（兎、フェレット等）や鳥類（ハト等）のほか、爬虫類、両生類、魚類等です。

Q6　（9）業務の種類の「Ⅴ獣医学上の知識を必要としないもの」とは何ですか。

Q6　獣医事に関係しない学校勤務（高校農業や理科を除く）や自らは診療を一切行わない動物病院経営者、ペットショップの経営者等です。

Q7　産業動物診療（主として牛）と小動物診療（主として犬）を業務としており、主たる業務は産業動物診療です。なお、個人診療施設に雇用されています。どう記載したらよいですか。

A7　（9）業務の内容はⅠ及びｉ、（10）業務の内容は2、（11）勤務先は 01 を○で囲んで下さい。

なお、（14）従たる職業の概要欄に「Ⅱ-ｉ-2-01」と記載して下さい。

Q8　株式会社（有限会社・社団法人・財団法人）の経営する診療施設で働いています。届出書の勤務先は011（012）ですか。

A8　従前から「個人診療施設」に区分していますので、01を○で囲んで下さい。

Q9　県の農林畜産部局に所属していますが、家畜衛生関係業務と環境関係の業務を担当しています。どう記載したらよいですか。

Ａ９　（９）業務の種類はⅣを○で囲み、12 月 31 日現在の主たる業務の内容を○で囲んで下さい。

Ｑ１０　平成 24 年 12 月 31 日時点では、県庁から独立行政法人の畜産試験場に出向中です。(11) 勤務先は 07 独立行政法人を○で囲めばよいですか。

Ａ１０　貴見のとおり、12 月 31 日現在の業務の内容、勤務先(07 独立行政法人)を○で囲んで下さい。

Ｑ１１　(11) 勤務先の①本庁等の「等」は何ですか。また、③家畜保健衛生所等、④保健所等、⑤食肉衛生検査所等の「等」はそれぞれ何ですか。

Ａ１１　本庁等は、都道府県庁本庁のほか、○○地方振興局農業普及センターといった地域振興事務所です。ただし、地域振興事務所と家畜保健衛生所を兼任されている場合、本庁等ではなく、家畜保健衛生所等を○で囲んで下さい。

家畜保健衛生所等は、家畜保健衛生所のほか、畜産試験場や家畜衛生研究所、家畜病性鑑定所です。

保健所等は、保健所のほか、衛生研究所や保健福祉事務所、健康福祉環境事務所です。地方振興事務所と保健所を兼任されている場合、本庁等ではなく、保健所等を○で囲んで下さい。

食肉衛生検査所等は、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査所、食品衛生検査所等です

※ 畜産試験場は(10)業務の内容は 6 試験研究に従事(大学勤務を除く。)を○で囲んで下さい。

Ｑ１２　獣医系大学の大学院生（または科目等履修生）です。どう記載したらよいですか。

Ａ１２　（９）業務の種類はⅥ、(10) 業務の内容は 8 を○で囲み、(11)～(13)は斜線を引いて下さい。また、(15) 備考欄に「○○大学に大学院生として所属」などと記入してください。

なお、家畜保健衛生所にてアルバイトなどを行っている場合には、(14) 従たる職業の概要欄に「Ⅳ-5-ア-05　○○家保でアルバイト」と記載して下さい。

Ｑ１３　獣医系大学の研修医です。どう記載したらよいですか。

Ａ１３　（９）業務の種類はⅠ又はⅡ、(10) 業務の内容は 8、(11)は 07 独立行政法人,08 国立大学法人,09 私立学校のいずれかを○で囲んで下さい。また、(15) 備考欄に「研修医として所属」と記入してください。

Ｑ１４　公立大学法人の獣医系大学に所属しています。どう記載したらよいですか。

Ａ１４　(11)は 07 独立行政法人を○で囲んで下さい。

Ｑ１５　特例民法法人に所属しています。(11) 勤務先は 012 公益法人、一般社団法人等を○で囲めばよいですか。

Ａ１５　貴見のとおりです。

Ｑ１６　認定小規模施設(年間 30 万羽以下)の食鳥処理場の検査員です。どう記載したらよいですか。

Ａ１６　(10)業務の内容は 10 及びウを○で囲んで下さい。(11)、(12)及び(13)の勤務先では、食鳥検査員であることがわかりにくい場合、(15)備考欄にその旨を記載して下さい。

Ｑ１７　国際機関に所属し、海外勤務をしています。どう記載したらよいですか。

Ａ１７　(10) 業務の内容は 10 及びウ、(11) 勤務先は 013 を○で囲んで下さい。なお、所属する国際機関の名称を (12) 勤務先の名称欄に記入し、(13) 勤務先の所在治乱は斜線を引いて下さい。なお、提出先は日本国内の住所地の都道府県となります。

Ｑ１８　主婦（夫）です。どう記載したらよいですか。

Ａ１８　（９）業務の種類はⅥを○で囲み、(10)～(13)は斜線を引いて下さい。

なお、アルバイト等を行っている場合には、Ａ１２を参照して下さい。ただし、アルバイト等の収入によって、配偶者の所得税控除対象外となっている場合は、当該業務を主たる職業として記載して下さい。

Ｑ１９　勤務先の規程に基づき、育児休業(病気療養等)を取得中です。どう記載したらよいですか。

Ａ１９　休業中の勤務先について記載し、その旨を(15) 備考欄に「育児休業中」と記入して下さい。

Ｑ２０　定年後、特に仕事はしていません。どう記載したらよいですか。

Ａ２０　(９) 業務の種類はⅥを○で囲み、(10)～(13)は斜線を引いて下さい。

なお、業務を持っている場合には、Ａ１２を参照して下さい。また、農業に従事したり、関係団体等で役員（無報酬も含む。）になられている場合、(15)備考欄に役職名など記入して下さい。

参照条文：

○獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）（抄）

（届出義務）

第二十二条　獣医師は、農林水産省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年一月三十一日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。

（免許の取得し及び業務の停止）

第八条

２　獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

二　第二十二条の規定による届出をしなかつたとき。

○獣医師法施行規則（昭和二十四年九月十四日農林省令第九十三号）（抄）

（届出）

第十三条　法第二十二条 の農林水産省令で定める二年ごとの年は、昭和五十七年及び同年以降二年ごとの各年とする。

２　法第二十二条（法附則第十一項後段及び法附則第十五項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第六号様式によらなければならない。